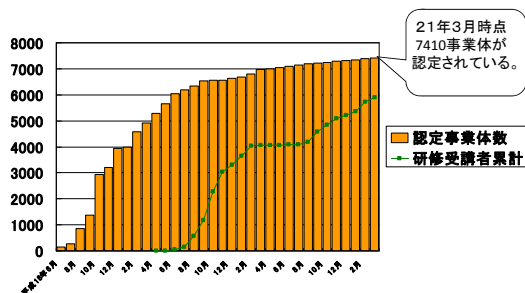


「違法伐採総合対策推進事業」の
成果と「合法性等の証明された
木材の普及推進事業」の課題

合法木材供給事業者認定団体研修
資料3

合法木材供給事業者の推移



合法木材供給事業者団体認定
林業木材業関連団体

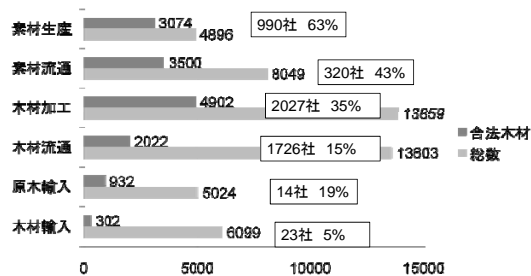
団体区分	認定 団体数	認定 事業者数
1 中央認定団体	20	1,359
2 都道府県木(協)連	47	4,592
地区木連	14	248
3 都道府県森連	41	788
4 地区素生協・チップ連	14	386
計	136	7,410

平成21年3月5日

平成19年度合法性・持続可能性の証明され
た木材・木製品の取扱実績報告

	木材・木製 品の取 扱量 (総数)	内合法木材		割合	認定 事業者 数
		出荷量 千m3	出荷量 千m3		
素材生産 (国内)	4,896	3,075	0.63	990	
素材流通 (国内注)	8,049	3,499	0.43	322	
木材加工 (国内注)	13,859	4,902	0.35	2,031	
木材流通 (国内注)	13,603	2,022	0.15	1,731	
その他 (国内注)	12	3	0.25	15	
素材流通 (輸入)	5,024	932	0.19	14	
木材流通 (輸入)	6,099	302	0.05	23	

平成19年度
合法木材の取り扱い実績



違法伐採総合対策推進事業から
合法性等の証明された木材の普及推進事業

- 政府調達に対応する合法性などを証明する木材の供給体制はできた
- 我が国での違法伐採対策を一層効果的に行うためには、
 - 一般企業・消費者等に対して、違法伐採対策の重要性や合法木材の普及拡大を行ない、
 - また、木材供給事業者に対して、一般消費者まで供給可能な合法木材の円滑な供給体制の整備を行う必要

平成21年度合法性等の証明された木材の普及促進事業の
進め方について

1 基本的な考え方

森林減少・劣化の一因となり、地球温暖化・生物多様性の損失につながるなど重要な地球環境問題とされる違法伐採問題に取り組むため、国内の木材関連業界では、合法性等が証明された木材・木材製品（以下合法木材という）の円滑な供給を可能とする体制を整備することとし、平成18年度以来3年間「違法伐採総合対策推進事業」を実施してきた。この結果、政府調達に必要な供給体制が概ね整備されつつあるが、低炭素社会へ向けて、我が国での違法伐採対策を一層効果的に行うためには、合法木材の政府調達のみならず、民間の市場及び一般消費者の中に浸透させ、関係者に具体的なメリットが認識できるようにするなどにより、違法に伐採された木材・木材製品を市場から排除する必要がある。

このため、本事業では、国の出先及び地方行政機関・一般企業・消費者等に対して、違法伐採対策の重要性や合法性等の証明された木材・木材製品の普及拡大を行ない、また、木材供給事業者に対して、一般消費者まで供給可能な合法性等の証明された木材・木材製品の円滑な供給体制の整備を行うこととし、①違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の開催、②合法木材普及啓発事業、③合法木材普及支援事業、④合法木材供給体制整備事業、⑤合法木材信頼性向上事業を行うものである。

初年度の今年度としては、関係者による委員会の設置と審議により、全体の枠組みを明確にするとともに、合法木材を実需に結びつける普及事例を見える化し、システム全体の普及・改善を図ることとする。

2 21年度の具体的な進め方

(1) 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会

(ア) 趣旨

本事業の基本方針の作成や事業の実効性確保のため「違法伐採対策・合法木材普及推進委員会」を設置し、また、各事業の効果的実施のため普及拡大部会、及び供給体制整備部会を設置し、開催する。

(イ) 実施の方向

委員会および部会の構成は、学識経験者、木材業界、需要者側団体、

環境NGOなど幅広い関係者の代表者を構成員とし、メンバーは別途定める。関係行政機関など幅広くオブザーバーの参加を求める。委員会は基本的に年二回、部会は年三回開催し、開催の経緯は基本的に公開する。

(2) 合法性等の証明された木材・木材製品普及拡大事業

(ア) 趣旨

合法木材利用の推進拡大を進めるため、グリーン購入法その他の制度的支援を要請するとともに、①国の出先及び地方行政機関・消費者・需要者への利用推進のPR活動を多面的に展開するとともに、②利用推進のための体制整備および関連情報の収集などを実施する。

(イ) 事業の実施方向

(A) 合法木材普及啓発事業

①合法木材普及拠点キャンペーンの実施

一般市民、需要者企業向けに、合法性が証明された木材とその供給体制の普及活動を、DIY ホームセンターショウと合法木材セミナーなどを中心に多面的に実施する。

②合法木材普及促進活動

都道府県における木材業界団体他、合法木材供給事業者認定団体と連携し、合法木材普及促進への組織的な働きかけを行う。

(B) 合法木材普及支援事業

合法木材普及窓口機能の強化

供給者のみならず需要者、一般市民の合法木材の供給体制の問い合わせに、認定団体等と連携して的確に対応できるよう、合法木材ナビの掲載情報、Q&Aの充実、対応マニュアルの整備を図り、迅速な情報提供ができるよう体制を整備する。

(3) 合法性等の証明された木材・木材製品の供給体制整備事業

(ア) 趣旨

幅広い合法木材の需要に応えられるよう、合法木材の供給拡大と信頼性の向上を図るため、以下の事業に取り組みます。

(イ) 事業の実施方向

(A) 合法木材供給体制整備事業

①合法木材供給推進事業

現在の供給事業者による合法木材の供給拡大を図るため、各事業者が川上側との連携の下に供給体制を強化するよう認定団体と連携して取組を進めるとともに、輸入材産地国に対する情報提供に取り組む。

②合法木材供給ネットワーク拡大事業

未だ認定を受けていない木材業者に対して認定団体を通じて認定事業者登録のための呼びかけを行う。また、納材業者、工務店などに制度の普及を図り、合法木材の供給体制の強化を図るため、説明会、イベントにおける普及宣伝等を実施する。

(B) 合法木材信頼性向上事業

①信頼性向上促進活動

認定団体を通じて信頼できる合法木材の供給を促進するため、認定事業者の指導、優良者の顕彰などを行う。

②合法木材供給認定事業者モニタリング

合法木材供給システム全体の活動の信頼性を高めるため、合法木材供給事業者、同認定団体、証明された木材の追跡など多角的なモニタリングの体制を構築する。

③研修の実施

認定団体の管理責任者を対象とし合法木材の供給体制推進等のため全国研修を実施するとともに、認定団体が実施する研修の支援を行う。

平成21年度合法性等の証明された木材・木材製品普及拡大事業実施方針

1 事業の趣旨及び目的

合法木材利用の推進拡大を進め、合法木材供給システムの活性化を図るため、①国の出先及び地方行政機関・消費者・需要者への利用推進のPR活動を多面的に展開するとともに、②利用推進のための体制整備および関連情報の収集などを実施する。

2 事業ごとの方針

(A) 合法木材普及啓発事業

(1) 合法木材普及拠点キャンペーンの実施

一般市民、需要者企業向けに合法性が証明された木材とその供給体制について、以下のように幅広く、組織的な取組を行うこととする。なお、この場合、合法性証明が、建築材料の品質を担保するものと誤解されることがないように留意して普及を図る必要がある。

(ア)商品展示会などを通じた一般消費者・需要者への取組

DIY ホームセンターショーを軸として環境物品フェア・建築フェアなどと連携し、PR活動を実施するとともに、地方拠点も含め展示会開催、セミナー・説明会などを開催する。エコプロダクツ展と併催し、国内外の違法伐採問題への取組を需要者に情報提供する合法木材セミナーを開催する。

(イ)需要側団体・消費者団体などと連携した需要者へのPR活動

建築・建設業界団体、製品の小売業団体、消費者団体など需要者側の団体と連携し、当該団体の普及活動などを通じて一般消費者・構成員へ合法木材等に対する理解を深め、具体的な調達拡大を図る。

(ウ)マスコミ・ミニコミを通じた組織的なPRの展開

上記の取組と連携をとり全国紙、専門誌などを利用した組織的なPR活動を行うとともに、合法木材の需要者・消費者向けの働きかけのツールとしてパンフレット、ポスター、PRグッズなどを作成する他、合法木材マーク活用範囲の拡大を検討する。

(2) 合法木材普及促進活動

都道府県における木材業界団体他、合法木材供給事業者認定団体と連携し、合法木材普及促進への組織的な働きかけを行う。

(ア)需要者向けセミナー・説明会の開催

地方自治体窓口担当者、建築関係者などに対し建築関係団体などと連携を図りセミナー・説明会を開催する。

(イ)イベントなどでのPR活動

各地の建材店での普及促進の取組その他、建材展・材木展などを活用し、一般市民、需要者への取組を行う

(ウ)地元のマスコミ、ミニコミの活用

(B) 合法木材普及支援事業

合法木材普及窓口機能の強化

供給者のみならず需要者、一般市民の合法木材の供給体制の問い合わせに的確に対応できるよう、体制を整備する。

(ア)合法木材ナビの充実

合法木材の普及に関する情報発信の総合的な窓口である専用のホームページ「合法木材ナビ」を需用者向け情報の効果的発信のため進化・発展させ、情報の双方向の受発信のプラットフォームとして整備する。

(イ)需要者等からの問い合わせに回答する体制の整備

各認定団体が、供給者のみならず一般市民・需要者などから問い合わせに対応できるよう、合法木材ホームページ上の情報の掲載、マニュアルの整理、Q&Aの充実を図る。また、認定団体あるいは直接需要者・生産者双方からガイドラインの運営のあり方について問い合わせがあった場合、的確に判断し迅速に情報提供出来るよう、窓口としての体制を明確にし、機能を充実させる。

平成21年度合法性等の証明された木材・木材製品供給体制整備事業実施方針

1 事業の趣旨及び目的

合法木材の普及拡大を受け幅広い合法木材の需要に応えられるよう、合法木材の供給拡大と信頼性の向上を図るため、①国産材・輸入材を含めて木材の供給拡大の体制整備を図るとともに、②関係者の研修、合法木材供給システムのモニタリングなど信頼性向上事業に取り組む。

2 事業ごとの方針

(A) 合法木材供給体制整備事業

(1) 合法木材供給推進事業

現在の供給事業者による合法木材の供給拡大を図るため、各事業者が川上側と協調を図り供給体制を強化するよう、認定団体と連携して取組を進めるとともに、輸入材産地国に対する情報提供に取り組む。

(ア) 国産材にかかる合法木材の供給拡大

国内の生産木材にかかる合法木材の供給拡大については、供給側に対しねばり強く合法木材の原料供給を要請し、自ら積極的に証明材を供給する活動を合法木材ナビ上で紹介（事例紹介ページ）するなど、認定団体と連携して進める。また、昨年度に引き続き優良事業者の表彰実施を検討する。

(イ) 輸入材産地向けセミナーなどの開催

輸入材産地国における輸出業者、輸入材を扱う輸入業者・問屋等に対し、ガイドライン上の合法性証明手法、日本における合法木材供給の意義などに関するセミナーを我が国内外で開催する。

(ウ) 先進事例の普及

優良事例の顕彰など検討し、行い事例を紹介するなど、先進事例の普及に努める。

(2) 合法木材供給ネットワーク拡大事業

未認定の木材業者の認定を進めるとともに、納材業者、工務店など関連業者への普及宣伝を行う。

(ア) 未認定業者への働きかけ

認定を受けていない会員企業に対して認定団体からの認定事業者登録のための呼びかけを行う。

(イ)納材業者・建築関係者などへの普及

納材業者、工務店などに制度の普及を図り、合法木材の供給体制の強化を図るため、説明会、イベントにおける普及宣伝等を実施する。

(B) 合法木材信頼性向上事業

(1) 信頼性向上促進活動

認定団体を通じて信頼できる合法木材の供給を促進するため、認定事業者の指導、優良者の顕彰などを行う。

(2) 合法木材供給システムモニタリングの実施

合法木材供給システム全体の活動の信頼性を高め、課題を解決するため、多角的なモニタリングの体制を構築する。

(ア)合法木材供給事業者モニタリング

認定団体が認定事業者の事業実施内容を確認し信頼性の確保を図るため、認定事業者の一定割合を所定の手続きにそって確認作業を行うこととする。

(イ)合法木材供給事業者認定団体モニタリング

認定団体の事業内容を確認し信頼性の確保を図るため、認定団体に対してアンケート調査を主体とした点検作業を行うこととする。

(ウ)合法木材供給モニタリング

システム全体の評価点検をするため、供給された合法木材の追跡調査を実施する。

(3) 研修の実施

認定団体の管理責任者を対象とし合法木材の供給体制推進等のため全国研修を実施するとともに、認定団体が実施する研修の支援を行う。

(ア)認定団体に対する研修の実施

認定団体の責任者に対して、①環境問題の重要性の認識が高まる中で合法木材供給事業の意義、②供給事業の概要と今年度の合法木材普及推進事業の進め方、③業界団体認定の運営上の課題（更新手続き、間伐材証明、モニタリングの進め方など）、④輸入材の証明の現状と課題、⑤グリーン購入法に対する政府の取組、⑥先進事例の紹介などを内容とした、研修を行う。

(イ)事業者に対する研修の支援

認定の更新期であることを踏まえ、合法木材供給認定事業者の分別管理責任者に対して、上記を踏まえて研修を行う。